

令和2年度「学校いじめ防止基本方針」

萩市立明倫小学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策基本法 第2条）

(2) 基本姿勢

- ① 学校「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、明倫小学校の教職員の意見、保護者の意見を取り入れて決定するものとする。
- ② いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりをする。
- ③ 言葉や暴力によるものだけでなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもとに、信頼関係の構築と人権の尊重によるいじめの撲滅を目指していく。
- ④ いじめの実態及びいじめがあった場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消（いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月）するまで、粘り強く対応する。
- ⑤ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取組の内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取組の改善を図る。

(3) 内容

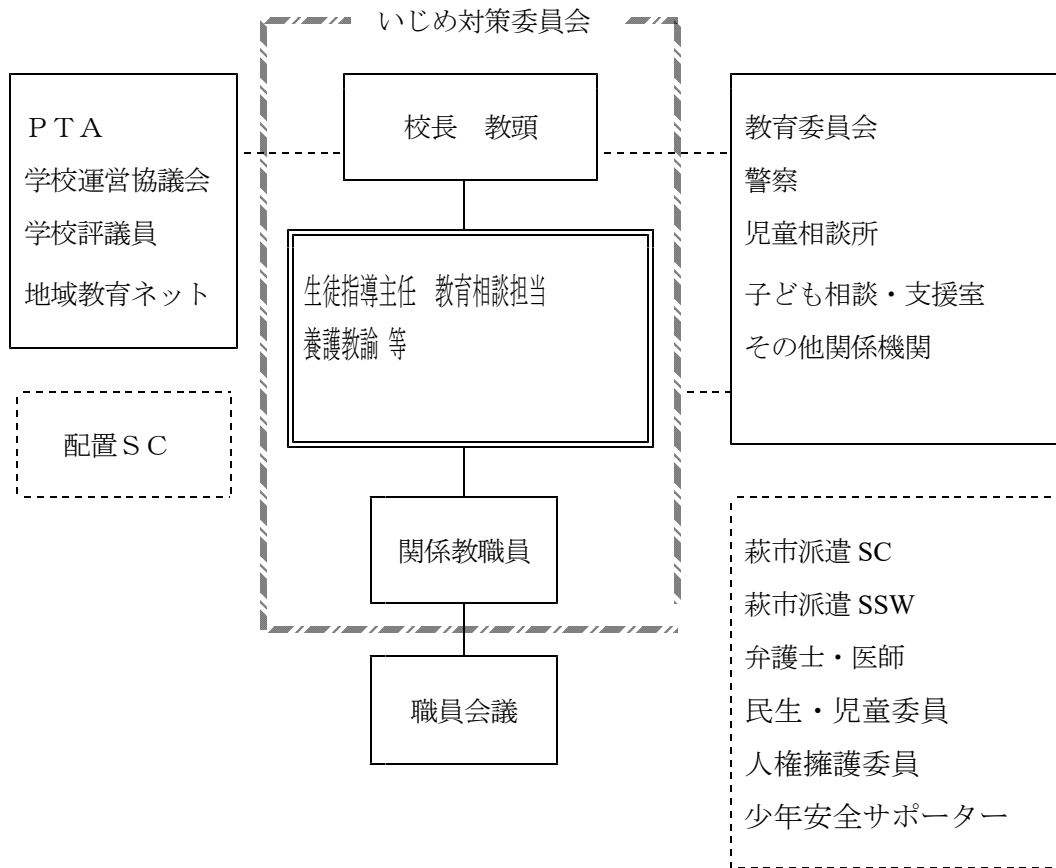
- ① いじめ防止等の対策のための組織
（いじめ防止対策基本方針 第22条）
- ② いじめに対する取組
 - ア 未然防止のための取組
 - イ 早期発見のための取組
 - ウ 早期対応のための取組
 - エ 年間計画作成
- ③ 重大事態への対処（いじめ防止対策基本方針 第28条）
- ④ 教育委員会、関係機関との連携

2 児童の実態

令和元年度におけるいじめと疑われる行為のうちで多いもの

- (1) 冷やかす・悪口・嫌なことを言われる。強い口調で言われる。
- (2) たたかれたり、蹴られたりする。
- (3) 仲間はずれや無視をされる。
- (4) 物をとられる。

3 いじめ対策委員会の構成



4 いじめに対する取組

(1) 未然防止のための取組【いじめの予防】

① 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するために、開発的・予防的な生徒指導を推進する。
 - ア 教職員の資質能力の向上
 - ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
 - ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
 - イ 児童の行動観察
 - ・ 給食時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童とふれあう機会を増やし、子供たちの行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。
 - ウ 児童理解
 - ・ 日記、生活アンケート(週1回)等を通して、児童理解に努める。
 - エ 生徒指導情報交換会(いじめ対策委員会)の在り方
 - ・ 生徒指導情報交換会を月1回開催し、問題行動等の報告・対応のみにとらわれず、各分掌・各学年と情報共有を図りながら、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
 - オ 教育相談の充実
 - ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。

② 学校の教育活動を通じた取組

- 互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるよう、学校の教育活動を推進する。

- 多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、児童一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを推進する。
- いじめの防止・解決に向け、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるようにし、実践的な取組を行う。

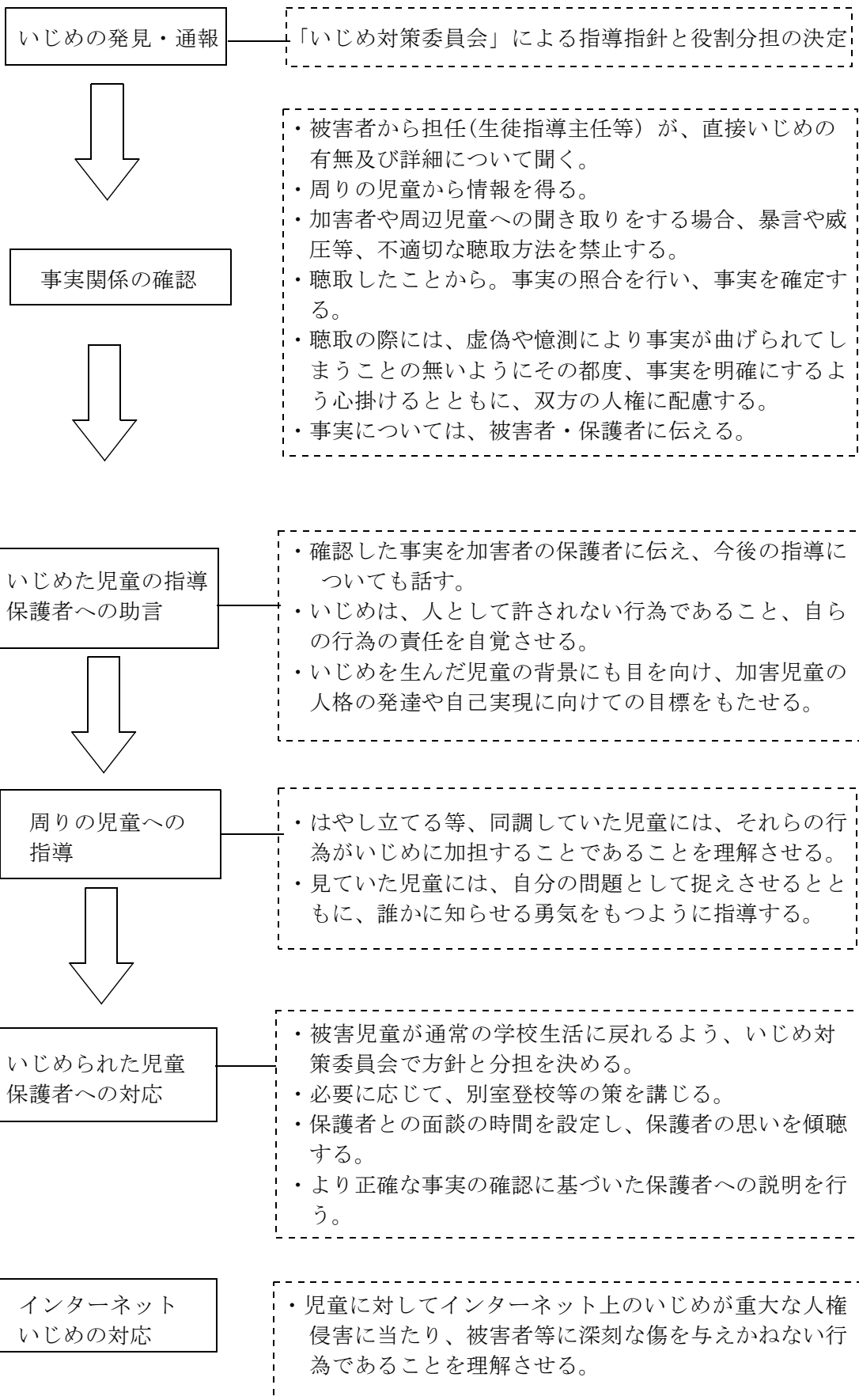
③ 家庭・地域との連携

- 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭・地域社会に示し、緊密な連携の上に、いじめに対して協働して解決を図っていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、誠意のある対応を行う。
- 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報教育を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

④ いじめ防止等に係る取組の年間計画

学期	いじめ対策委員会	校内研修会	教育相談	家庭・地域
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1回/月の開催 (兼:生徒指導情報交換会) ○ 「児童理解支援記録簿」の整理と分析 (7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「いじめ対策委員会」の活動と組織についての周知 ○ 「配慮を要する児童」の共通理解 ○ 情報モラル研修会 (児童・教員・保護者) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活アンケート」の実施 (1回/週) ○ 「心のアンケート」「教育相談」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者への説明 (PTA総会) ○ 地域へ説明 (地区懇談会) ○ アンケート調査 (6月) ○ 学校評価 * HPへの掲載
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1回/月の開催 (兼:生徒指導情報交換会) ○ 「児童理解支援記録簿」の整理と分析 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育の研修会 (夏季休業中) * 「いじめ防止・根絶強調月間」 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活アンケート」の実施 (1回/週) ○ 「心のアンケート」「教育相談」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査 (10月) ○ 学校評価
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1回/月の開催 (兼:生徒指導情報交換会) ○ 「児童理解支援記録簿」の整理分析 保管 (3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次年度を見据えた「配慮を要する児童」の実態把握 ○ 進学先中学校からの出前授業と情報交換会 (6年生対象2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生活アンケート」の実施 (1回/週) ○ 「心のアンケート」「教育相談」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート調査 (2月) ○ 学校評価

① いじめに対する対応の流れ



(4) いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる物を含む。)が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により認識する。

(5) 重大事態への対応フロー図

《いじめの疑いに関する情報》

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

《重大事態の発生》

- 教育委員会に重大事態の発生を報告 (※教育委員会から市長等に報告)
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
 - ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

◎教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

《学校が調査主体の場合》

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

◇ **学校の下に、重大事態の調査組織を設置**

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

◇ **調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施**

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※ 調査主体に不都合があっても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

◇ **いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供**

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。

※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※ アンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査前に、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

◇ **調査結果を教育委員会に報告**（※教育委員会から市長等に報告）

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◇ **調査結果を踏まえた必要な措置**

《教育委員会が調査主体の場合》

◇ **教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力**